

総 説

—— 釧路市消防の主要施策 ——

総 説

—— 釧路市消防の主要施策 ——

災害に関しましては、国内では2月の沖縄本島近海地震、6月の福島県沖地震、10月の奄美豪雨災害、国外では2月にチリ地震が発生し、多くの尊い生命や貴重な財産が奪われており、予測が困難な自然災害の恐ろしさを痛感したところであります。

当市においては、地震多発地帯であることから、釧路市防災総合訓練、防災ワンデー等を毎年開催し、釧路市民と一体となって「災害に強い町」をスローガンとして防災体制の強化を図っております。また、平成22年4月より、東消防署と中央消防署を統合し3消防署体制から2消防署体制とし、署（組織）の規模を大きくすることで平常時における部隊の運用に幅をもたせることができ、より効率的な消防体制が構築され、消防団については第5分団と第7分団が統合され五七分団となり、地域住民の防災体制により一層の万全を期したところであります。

近年著しく変化する消防を取り巻く状況として、平成18年の「消防組織法の一部を改正する法律」の公布、施行により市町村消防の広域化が進められております。広域化については、北海道においても道内を21の圏域に区割りする計画を盛り込んだ消防広域化推進計画が、平成20年に策定され推進しております。また、平成18年に策定された「釧路市消防本部基本計画」について、釧路市の将来人口を見据えたより効率的な消防体制をとるために、消防署所の適正配置・配置人員・部隊運用等を見直し「新しい基本計画」を策定中であり、今まで以上の消防サービスの充実を図るため、地域住民の安全と安心の確保に向けて推進してまいります。

主 要 施 策

1 災害対策の推進

(1) 地域防災力の向上

地震・津波等の災害に対する啓発・教育の推進を図るため、市民防災センターを活用し、防災ワンデー等のイベントの実施、出前講座（ファイヤーティーチャー）の内容の充実により市民と一体となって防災力の向上に努める。

自主防災組織等の既存の組織を活用した普及啓発活動の展開を図る。

2 消防体制の充実強化

(1) 施設の拡充

消防組織体制、救急体制の充実強化を図るとともに、消防分団の統合等により地域防災力の向上を図り、機動性の向上及び適正な消防力の維持に努める。

(2) 装備の拡充

防火衣、水難救助用資機材等の更新等により、装備の機能向上を図り、消防活動の対応力強化及び安全性の向上を図る。

(3) 消防体制の拡充

消防通信機器整備の推進及び緊急消防指令施設の維持管理により、より迅速な消防活動開始に努める。

大規模災害時における緊急消防援助隊の指揮・連携能力の向上を図ることを目的に開催される、緊急消防援助隊合同訓練（全国及び北海道・東北ブロック）に消防車両と職員を派遣する。

消防職・団員の知識及び技術向上のため、訓練研修及び訓練施設の整備に努める。

(4) 消防水利の整備

水利未整備地域に消火栓を新設し、消防水利の拡充を図る。

震災時の同時多発火災等に備え防火水槽の新設に努めるとともに、古い防火水槽の埋め戻し等を行い安全性の向上を図る。

3 救急体制の充実強化

(1) 装備の拡充

高規格救急車の更新により、救急装備の高度化を図る。

救急資機材の更新により、救急活動の対応力強化及び安全性の向上を図る。

(2) 救急体制の拡充

救急業務の高度化に対応するための救急救命処置を行う救急救命士及び救急科資格者を養成し、救命率の向上を図る。また、救急救命士の気管挿管処置の資格取得及び再認定講習に努め、高度な救命行為の維持を図る。

A E Dを配置した消防隊と救急隊による連携(P A 連携)体制を充実し、救命率の向上に努める。